

水質汚濁防止法抜粋

(生活排水対策重点地域の指定等)

第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

- 一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域
- 二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(以下「生活排水対策推進市町村」という。)に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

(生活排水対策推進計画の策定等)

第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画(以下「生活排水対策推進計画」という。)を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
- 二 生活排水処理施設の整備に関する事項

3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあっては勧告をすることができる。

7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

表 1 指定年月日等

流域名	指定年月日	理由
白鳥川流域	H5. 1. 29	水質汚濁が比較的進んでおり、平成 3 年に行った「生活排水対策に係る河川実態調査」の結果から、生活排水による影響が大きいと考えられたため。
後川流域等	H6. 4. 22	

表 2 水質(BOD)の推移

流域名	関係河川	目標 水質	BOD 測定結果 (mg/L)					
			指定前	H21	H22	H23	H24	H25
白鳥川流域	白鳥川	2.0	4.7	1.9	1.1	1.0	1.6	1.1
後川流域等	後川	5.0	30.0	2.7	3.6	2.6	1.8	2.3
	大堰川	5.0	12.0	1.1	2.1	1.6	1.3	1.6
	滝の沢川	5.0	28.8	2.5	5.5	7.2	3.9	3.0